

答申第14号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての一部訂正決定処分に対する異議申立て

2 争点

記録された個人情報の内容に、申立人の主張する事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるか否か、

3 審議会の判断

(1) 面接記録票1「面接員のとった処理」欄

実施機関の主張によれば、面接記録票1の「面接員のとった処理」欄は、面接員のとった最終的な処理を記載する欄であり、同欄の現在の記載内容は平成〇年10月1日の面接記録の内容を記載したものであると認められ、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。また、同年8月30日、9月17日及び10月1日の面接記録の詳細は面接記録票2に記載されているため、申立人が主張する記録の改ざん、削除にも当たらないと認められる。

(2) ケース記録（平成〇年〇月〇日）

申立人は、初回保護費から、福祉事務所が「保護手数料」を徴収したと主張するが、実施機関の主張によれば、生活保護開始手続きにおいて手数料を徴収することはないと認められ、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(3) ケース記録（平成〇年〇月〇日）

申立人は、平成〇年〇月〇日に区役所を訪問していないと主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(4) 面接記録票2（平成〇年〇月〇日）

申立人は、区役所に重要事項説明書を持参したのは〇月〇日ではなく〇月〇日であると主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(5) 以上により、審議会は、実施機関が訂正をしないと決定した個人情報の内容について、申立人の主張するような事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるとは確認できず、訂正の必要があると認めるには至らなかったため、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。